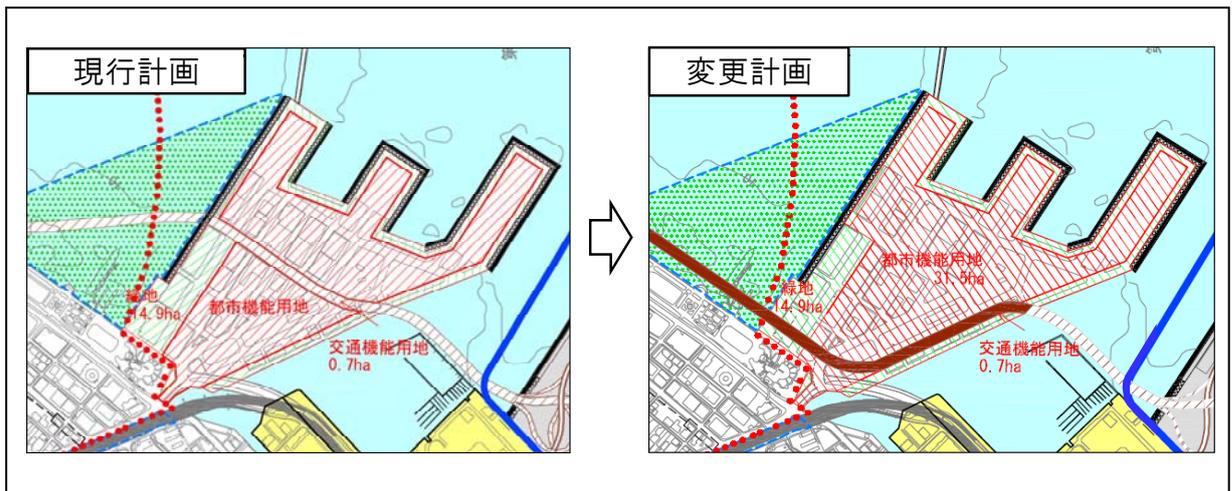


## 山下ふ頭再開発について

平成 27 年 9 月に山下ふ頭開発基本計画を策定し、事業を進める上での配慮事項として一体感のある開発や基盤施設の早期整備などを位置付けました。これに伴い、山下ふ頭及びその周辺の臨港幹線道路について、マスタープランで示す街づくりのコンセプトに沿うよう、構造や線形などについて検討を進めてまいりました。

### 1 臨港幹線道路の位置の変更について

- このたび、見直しの内容について関係機関との調整が整い、12月11日の横浜市港湾審議会において、臨港幹線道路の位置の変更について審議し、了承をいただきました。
- 第1期開発において、物流活動に支障が生じないように、一般車との分離を図るため、山下ふ頭と本牧ふ頭間を先行的に整備できるように、国に要望してまいります。



【参考図】横浜市山下ふ頭開発基本計画における山下ふ頭マスタープラン



## 2 地元対応の状況について

- ・地元説明会と個別面談を通じて、下記の「地元権利者への説明骨子」の内容について、土地・建物所有者、公共上屋等の専用使用者 56 社を対象に調整を進めていますが、本年 7 月の第 4 回説明会以降は、第 1 期開発に係る、倉庫事業者等 12 社、公共上屋・荷さばき地の専用使用者 18 社を中心に、移転協議を進めています。(第 1 期は図 1 参照)
- ・倉庫事業者等とは、28 年春の補償契約の締結を目指して、移転対象の建物調査を踏まえて、補償概算額及び移転先の賃料等の条件を提示し、具体的な調整を進めています。
- ・公共上屋・荷さばき地の専用使用者とは、28 年度中の補償契約の締結を目指して、山下ふ頭内の再配置案の調整を進めています。
- ・なお、今回の臨港幹線道路の位置の変更について説明するため、第 5 回説明会を 12 月 16 日に開催する予定です。

### 地元権利者への説明骨子

#### (1) 地元説明会の開催状況

第 1 回	平成 26 年 6 月 26 日	(説明会後に個別面談)
第 2 回	平成 26 年 10 月 20 日	(                   "                   )
第 3 回	平成 27 年 2 月 16 日	(                   "                   )
第 4 回	平成 27 年 7 月 17 日	(                   "                   )

#### (2) 営業できる期限

第 1 期エリア：平成 29 年 3 月末から 30 年 3 月末  
第 2 期エリア：平成 34 年 3 月末

#### (3) 倉庫の移転用地（図 2 参照）

新山下地区、南本牧 E ブロックの 2 か所を基本とし、その他の用地は、港頭地区内で幅広く検討しています。

図 1

第 1 期エリア 約 13h a

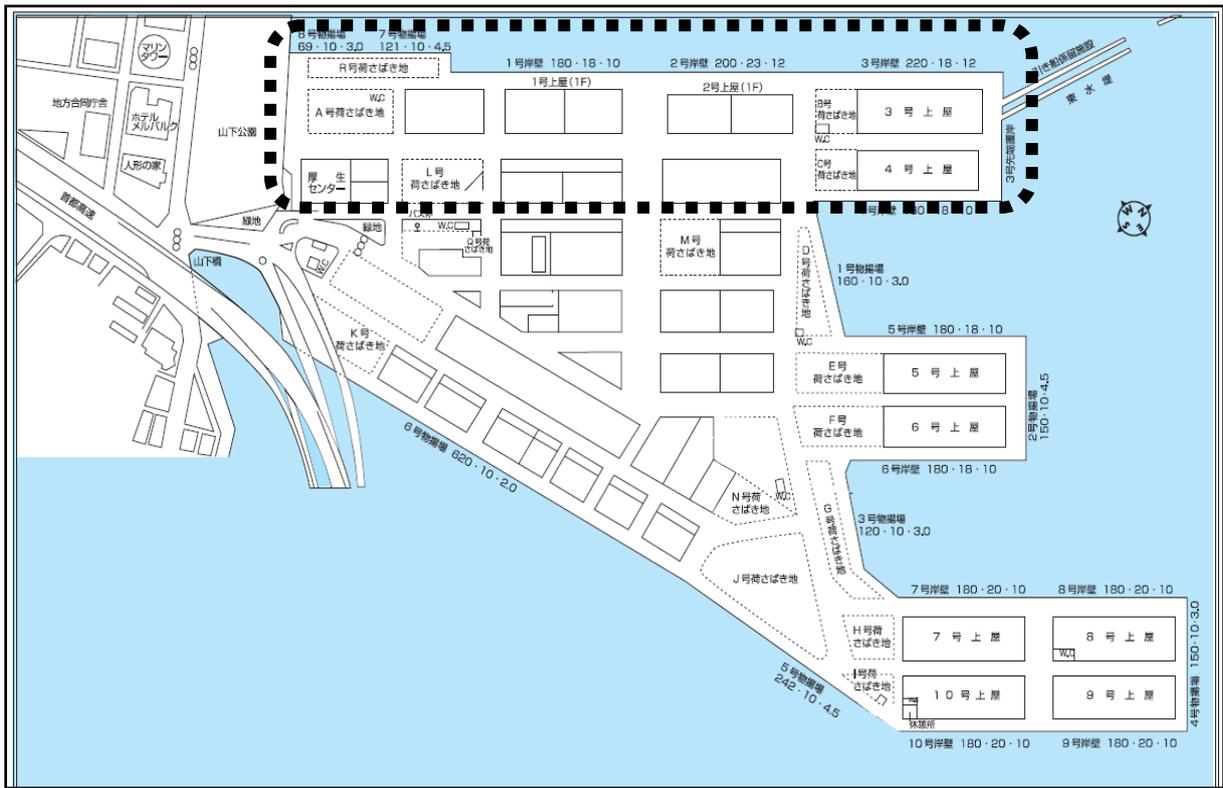


図 2

新山下地区 約 4ha

南本牧 E ブロック 約 3ha

